「京都府高圧ガス容器保安対策指針」について

名称に容器保安を掲げた「京都府高圧ガス容器保安対策指針」は、日本の高圧ガスの保安行政に一石を投じたものとして、今後我々の業界が目指して行こうとする自主保安のありようにも大きな影響を与えるものと各方面から大きく期待されています。
この指針の意味する内容と、それに相応するところの販売店などに要求される具体的な対応を考えて行きたいと思います。

第５　供給事業者がとるべき措置

から、詳しく見ていきたいと思います。まず本章では冒頭に

供給事業者は、高圧ガス保安法の規定を遵守する他、【第１目的】を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

としています。この第１目的については、指針の最初の章に記述があります。抜粋すると

第１　指針の目的
（前置き略）‥自主的な保安活動を促進することにより、災害の発生や高圧ガス容器の放置を防止することを目的とするものである。

と書かれており、「災害の発生」と「容器の放置」両者の防止が目的と明言されています。

従来容器の放置は災害の発生防止の手段と見られている場合が多く、そのために容器の保安管理の徹底は、こうした規制の中で比較的緩慢に扱われて来ました。しかし現場に精通されていると思われる京都府の担当トップの英断によって、**容器の放置の防止を目的とする指針**が作成されたことは**画期的なこと**と思われます。

(1)	高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳を備え、この指針は、高圧ガス保安法の目的に基づき、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体が、高圧ガス容器の適正な管理や安全に消費を行うための常に自社の取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底する。

・法律では（帳簿の義務）則　第九十五条　で、高圧ガスを容器により授受した場合 充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスについては、充てん質量）、授受先並びに授受年月日　を記録すると定め、これを
則　第九十五条 販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。
としており、呼び名は違えどもこの帳簿が「高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳」と考えられます。
単純には法律を遵守することで十分そうな内容に見えますが、府の条文には法律に見当たらない容器台帳の使用用途が明記されています。「常に自社の取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底する」という意味は、容器台帳がほぼリアルタイムに作成されなければならないということであり、事務処理能力の問題などで、授受伝票から台帳への転記・整理が追い付かず、先週や先々週の伝票が積まれたままになっているようでは満足ではないと警鐘を鳴らしているようです。
おそらく、ある程度の取引量が発生する販売店においては、バーコード管理などの省力化、リ

アルタイム処理が可能なシステムの導入が不可欠になってくるものと予想されます。

(2)	消費事業者に、安全に消費するための適切な情報を提供する。

・販売店には法律に定められた周知義務がありますが、これとは全くのイコールとは言い難いところがあります。法律に言う周知は

第二十条の五　販売業者又は第二十条の四第一号の規定により販売する者は、経済産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであって経済産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であって経済産業省令で定めるものを周知させなければならない。ただし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第二十四条の二第二項の特定高圧ガス消費者その他経済産業省令で定める者であるときは、この限りでない。

と決められています。

法律と京都府指針の差異をあえてわかりやすくあげるならば

府)	安全に消費するための適切な情報
法)	高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項（しかも省令で決めたもの）

また

府)	消費事業所（すべて）
法)	第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者などは除く

となると考えられます。

これにより販売店は周知文書で網羅できない「安全に消費するための適切な情報」を提供する手段を準備しなければなりません。しかも、工業用（おそらくこれは医療用を除くという意味で、経緯から大学の研究用なども含むものと思われる）高圧ガスを提供しているすべてのユーザーに対して行う必要があります。溶接・溶断用酸素／可燃性ガスの現場が少なそうな京都（特に市内とその周辺）にとっては、おそらく飛躍的な件数の増加になるでしょう。

ただ、法律とは違い、その情報提供を行った詳細や日時、相手先などについて記録に残すことを規定はされていないようです。

法律に定められた周知の場合は、周知が適当な方法で為されていないと認められた時、都道府県が指摘して改善させるという条文があったと思いますが、この点は京都府としては全面的に供給業者を信頼していただいているとすればその信頼関係は喜ばしい限りです。

(3)	オーダー販売事業者は、容器を直接取り扱う販売事業者との間で、消費事業者に対し前号の情報提供をどちらが行うか、あらかじめ文書で取り決める。

・現在はオーダー販売であろうと、容器を直接取り扱うことがなかろうと、販売業者自身が購入するものに周知は行わなければならないはずですが、法律では厳密にこの業務を委託してはならないなどという規定はなく、責任はオーダー側であっても、窓口となる販売店の良心や能力にもかかっているところ大で、実際どちらが行うかということは曖昧であるとも考えられます。あらかじめ文書で取り決めるとしたこの条文は上の（2）の中から漏れた消費事業所以外の販売事業者に対する販売時の必須書類となるでしょう。この覚書または契約書を準備しておかなければなりません。

本指針のＱ＆Ａによると、京都府外の販売店であっても府内で消費される場合は本指針を守る

必要があるとされています。これにより遠方の同業販売店から府内の現場に代納を依頼される場合には、必ずこの覚書を取り交わす必要が発生すると思われます。

(4)	事故発生時に高圧ガス保安法第 63 条に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。

・前半は記述のとおり 63 条に

（事故届）

第六十三条　第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

一　その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。

二　その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

と、速やかな通報について定められていることを守るということを明文化しているだけであり、後半の連絡体制の構築についても一般規則第 60 条第 1 項第 18 号を補完する例示基準に

例示基準　49. 設備の点検・異常確認時の措置（中略）

3. 点検の結果、異常を認めた場合は、次の各号の基準により当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講ずるものとする。この場合、製造設備等の異常な事態を想定して、あらかじめ、それぞれの措置について作業基準等を作成しておくとともに、緊急時における指示、報告及び連絡系統その他必要な措置に係る体制を定めておくものとする。

と定められているので、これを従事者に周知することが明文化されているということと思います。

(5)	高圧ガスの販売にあたって高圧ガスの容器は原則として貸与することとし、消費事業者にその旨明示する。

・原則以外の場合が明示されていませんが、通常こういった条文であれば「**可能なかぎり**」と解釈されるのが順当であろうかと思います。もちろん、消費者や販売店の経済的な理由とかで今後容器を消費者持ちにすることは論外でしょうし、現在消費者が持っている容器を使って高圧ガスを販売することも望ましくありません。販売店所有の容器で販売するか、容器が足りない場合など、消費事業所がすでに所有している容器を買い取ることも必要になるでしょう。

消費事業所に対してこれを明示する事を強要するこの条文は、過去には常識とされていた「**小容器は購入専用**」とか「**容器使用料の負担は嫌、中身がある間は返却したくないから中古の容器を安く購入して**」といった悪習慣を撤廃し、消費者の所有容器に充填してくれと言われてもダメですよ！という注意喚起でもあると理解できます。

(6)	供給事業者は、高圧ガス容器について常にその所有者を明確に識別できるようにする。

・法律にも

第四章　容器の表示

（表示の方式）

第十条　法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならない。

（中略）

三　容器の外面に容器の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号を告示で定めるところに従って明示するものとする。

本説明の中で法律条文は括弧の但し書きを省いていますが、上記の容器の所有者には「当該容器の管理業務を委託している場合にあっては容器の所有者又は当該管理業務受託者」という但し書きがありますが、府の指針にはこれがありません。ですからこの但し書きの最後の『又は当該管理業務受託者』は使用不可ということになり、現在法律に基づいて後者の表記をしている容器は、表記を書き換える必要が出てくるでしょう。

しかも、実状を申し上げると、現在高圧ガス容器はほとんど容器所有者記号番号によって所有者管理されることが一般的で、容器自身に所有者であるところのメーカ名や販売店名等の名称が掲示されることがない場合も少なからず見受けられます。

この指針条文が説く「常にその所有者を明確に識別できる」が、誰が見て識別できるようにするのか、それによってこの条文に対する対応は大きく違ってくるものと想像出来ます。一般の消費者にとっては所有者記号番号はどう見ても『明確に識別できる』とは考えにくいと思えるからです。

(7)	同じ高圧ガス容器は原則として１年以上継続して同一事業所に留置しない。

・高圧ガス容器の保安管理不備が事故発生の大きな原因になりうるという認識のなかった保安法では、容器の使用期限については一切言及していませんでした。そのせいで容器の長期停滞は大きな事故の温床となっており、この解決のために商慣行の改善活動は動いているといっても過言ではありません。また、消費事業所のとるべき措置の中にも出てくるのでそこでも触れようと思いますが、いままで容器の長期停滞については、同様の指針が神奈川県などでも発表され、その中には「6ヶ月以上継続して同一の消費事業者に留置しない」と示されており、平成13年末に制定されたものですが、現在まだこの内容を指導中であると、昨年８月発行の『ゼニスかながわ第28号』でコメントされています。これが指針の柔軟なところで、行政がよほど真剣な態度で挑まないと、それぞれが自分の都合のよいところだけを利用した、絵に書いた餅に成り兼ねない危険性を排除仕切れません。

(8)	使用済み高圧ガス容器の回収は迅速に行い、消費事業者からの依頼があった場合は、自社取扱容器以外の容器であっても回収する。この場合、回収した自社所有容器以外の容器は、第７(2)において定める高圧ガス容器の共同集積場（充填所内の容器置場を含む）に搬入して、所有者に返却する措置をとる。

・なかなか‥いろいろな問題をはらんでいる条文です。

「自社取扱容器以外の容器であっても回収」の裏には、レーザー切断機などの初期導入時に機器メーカーなどから供給されてくるガスの容器の回収問題など具体的に困った問題が山積しているとは思われますが、実際には保安をまじめに取り組もうとしないおかげで保安経費を削減でき、結果安売りを身上とする販売店などが、すでに他社から安定供給を受けている需要家を価格だけでとりこみ、それを旧供給先に知られて問題化することを恐れて、この指針をたてに「消費事業者からの依頼があった」と称して自社に持ち帰り、後日共同集積場へ持ち込むなどの荒業が、兵庫県であれば横行しそうな恐れがあります（指針がないだけで、そういうことが実際起こっていますから）。

逆に、本当に保安上必要と思われて指針の行動に及んだ場合、客先との関係や契約上で、そこに配置する権利が容器所有者にあった場合、民事法律上の問題から言って消費事業者からの依

頼があったとはいえ、すべて勝手に撤去してもよいといってよいのでしょうか？その場合、この指針と法律ではどちらが優先されてしかるべきと考えてよいのでしょうか？
先に容器については、「常にその所有者を明確に識別できるようにする」という指針を示しながら、なぜ消費事業者が所有者に直接引き取りを要求するよう指針を示されなかったのかは極めて疑問に感じざるを得ません。ここに消費事業者が所有者に直接引き取りを要求することが困難な事情を加味しているとすれば、末文の「共同集積場に搬入して、所有者に返却する措置をとる」ことすら困難になるでしょう。
業者団体が共同集積場を準備して、放置容器などの安全回収などに貢献することは美しい話ですが、指針に基づいて、そこに最終的に所有者不明容器が山積し、内容物不明容器などの解決に対して、もとの容器の占有者が費用負担を感じることなく、出入り業者に無条件に引き取らせることを決めているこの指針条文には、今後さまざまな面で業界（容器管理委員会の決めている）基準との摺りあわせが必要となってくるのではないかと感じます。

(9)	関係団体への加入などにより保安に関する最新情報を入手し、従事者に対して、少なくとも１年に２回以上保安教育を行う。

・違いはありますが、法律でも保安教育の必要性は規定されています。
（保安教育）
法第二十七条　第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。
２　都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。
３　第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。
４　第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者（次項において「第二種製造者等」という。）は、その従業者に保安教育を施さなければならない。
５　都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。
６　協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は第四項の保安教育を施すに当たつて基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。
この二つの違いを並べてみると、

府）従事者に対して、少なくとも１年に２回以上保安教育を行う
法）従業者に保安教育を施さなければならない

府）内容方法に関しては別段のチェックは定められていない
法）従業者に保安教育を施す内容若しくは方法を改善すべきことを勧告できる

府）関係団体への加入などによる保安に関する最新情報の入手が必要
法）高圧ガス保安協会が基準となるべき事項を作成、公表している

といったものとわかります。法律のレベルは下げることができないので、指針によって追加さ

れる対応をチェックすると、
業界の保安団体への加入を要件とし、ここから入手した保安情報を用いて１年に２回以上保安教育を行う
ことが指針の求めるところと思われます。

(10)	少なくとも１年に２回以上､消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等を調査する。

・法律にはまったくない条文でした｡「調査する」という字面から最もルーズに判断すれば、年に二回、請求書と同封で容器調書を送付し、アンケートを付けておいてＦＡＸなどで回答していただくといういい加減な方法も在れば、当社がやっているような、消費先の責任者にアポをとってお邪魔させていただいている客先容器の棚卸しを、しかも年に二回、全高圧ガスのユーザーに行っていくという真摯な取り組みも可能かと思いますが、先に示した指針のＱ＆Ａによると、二回のうち一回は現地訪問による調査が必要とのことのようで、実態としては上記二方法の併用が現実的といったところなのでしょうか？それにしてもたいへんな仕事量になろうかと予想されます。

(11)	消費事業者に対して、【第６消費事業者がとるべき措置】の規定が遵守されるように助言する。

・どうも、府行政はこの指針についてホームページ等以外に積極的に末端消費者に向けた地道な広報活動を行う予定はないらしく、指針の周知は、高圧ガス関係団体の長宛に発信された京都府府民生活部長からの「京都府高圧ガス容器保安対策指針の作成について」という書面においても

> つきましては、貴会会員に指針の内容を周知願うとともに、販売事業者におかれましては、取引先の消費事業者への周知をお願いします。

とあるようで、販売事業者にその任を譲っていると言えるようです。
さらにこの続きには

> なお、上記指針の遵守に努めていただくとともに、指針に基づき消費事業者に助言を行っても適正な管理がなされない場合は、京都府府民生活部消防安全課まで連絡をいただきますようお願いします。

とも記されているということで、指針といえども、守る気のない需要家に対しては、なんらかのアクションがある可能性を示唆しています。

供給業者がとるべき措置として示された内容は以上ですが、最後に示された、消費事業者がとるべき措置を遵守してもらう指導をしなければならないということは、これを理解し、対応を考慮しなければならないため、引き続き消費事業所のとるべき措置を見ていきたいと思います。

第６　消費事業者がとるべき措置

こちらにもまず、冒頭に

> 消費事業者は、【第１目的】を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

とあります。第１目的の特色については供給者のとるべき措置と同様です。

(1)	高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、同法第 15 条第１項に基づき、高圧ガスの貯蔵を行う。

・保安法１５条第一項は特段の例外注記を除くと以下のような条文で

（貯蔵）

第十五条 高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

例によって「経済産業省令で定める技術上の基準」は一般高圧ガス保安規則などの省令に定めがあります。

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

一般高圧ガス保安規則　第十八条　法第十五条第一項 の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。(容器以外の注意は略)

二　容器により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　可燃性ガス又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。

ロ　第六条第二項第八号の基準に適合すること。↓

・・・

ホ　貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。ただし、法第十六条第一項の許可を受け、又は法第十七条の二第一項 の届出を行ったところに従って貯蔵するときは、この限りでない。

ヘ　一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。

一般高圧ガス保安規則　第六条第二項第八号　容器置場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ　充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。

ロ　可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ハ　容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。

ニ　容器置場（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ホ　充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

ヘ　充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

ト　可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。

つまり法律どおりということですが、これを消費事業所が法律を自ら理解し自主判断で遵守するのではなく、遵守しなければならないと販売店から周知すると決められているところがこの指針の重要性だと思います。

(2)	高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、同法一般高圧ガス保安規則第 60 条(その他消費の技術上の基準) 又は液化石油ガス保安規則第 58 条 (その他消費の技術上の基準) に基づき高圧ガスの消費を行う。

・ 上記 (1) と同様に、法律どおりのことを要求していますが、実際にはこれを伝える、守らせるという義務が販売店にかかってくるシステムであることを忘れてはなりません。

(その他消費に係る技術上の基準)

一般高圧ガス保安規則　第六十条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号及び次項各号に掲げるものとする。

一 充てん容器等のバルブは、静かに開閉すること。

二 充てん容器等は、転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取扱いをしないこと。

三 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。ただし、安全弁及び圧力又は温度を調節する自動制御装置を設けた加熱器内の配管については、この限りでない。

イ 熱湿布を使用すること。

ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体を使用すること。

ハ 空気調和設備を使用すること。

四 充てん容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。

五 消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。

六 消費設備に設けたバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。

七 可燃性ガス又は毒性ガスの消費は、通風の良い場所でし、かつ、その容器を温度四十度以下に保つこと。

・・・

十 可燃性ガス又は酸素の消費に使用する設備から五メートル以内においては、喫煙及び火気(当該設備内のものを除く。) の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、火気等を使用する場所との間に当該設備から漏えいしたガスに係る流動防止措置又は可燃性ガス若しくは酸素が漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

十一 可燃性ガスの貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

十二 可燃性ガス及び酸素の消費施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

十三 溶接又は熱切断用のアセチレンガスの消費は、当該ガスの逆火、漏えい、爆発等による災害を防止するための措置を講じて行うこと。

十四 溶接又は熱切断用の天然ガスの消費は、当該ガスの漏えい、爆発等による災害を防止するための措置を講じて行うこと。

十五 酸素の消費は、バルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性の物を除去した後にすること。

十六 消費した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。

十七 消費設備の修理又は清掃及びその後の消費は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があ

つたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の消費設備の修理等をするときは、危険を防止する措置を講ずること。

ハ 修理等のため作業員が消費設備を開放し、又は消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ニ 消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

ホ修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費をしないこと。

十八 高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に消費施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

十九 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器は、水中で使用しないこと。

（その他消費に係る技術上の基準）

液化石油ガス保安規則 第五十八条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

(一～六 一般高圧ガス保安規則第六十条と同様)

七 貯蔵設備等の周囲五メートル以内においては、火気（当該設備内のものを除く。）の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵設備等と火気又は引火性若しくは発火性の物との間に、当該貯槽から漏えいした液化石油ガスに係る流動防止措置又は液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

八 溶接又は熱切断用の液化石油ガスの消費は、当該ガスの漏えい、爆発等による災害を防止するための措置を講じて行うこと。

・・・

販売店は、周知文書ではなく、この法律条文をつつがなく具体的に伝えることのできる方法を考え出さなければなりません。また、遵守されるよう助言を行い、さらにその後適正な管理がなされているかどうかの判断まで行わなければならないのは、簡単な作業ではなさそうです。

(3)	消費事業所には、高圧ガス容器の管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳等により常に高圧ガス容器の受け払い状況及び所在等を管理する。

・販売店の容器管理同様、消費事業所においても第一種製造者、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所においては以下のように高圧ガス容器の授受簿を備えるよう法律で決められており、これをサボった場合は罰則も定められています。ただし、それを管理する責任者の任命については言及されていません。

第九十五条　法第六十条第一項 の規定により、第一種製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあっては記載の日から二年間‥保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
二 高圧ガスを容器により授受した場合	充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力、授受先並びに授受年月日

2　法第六十条第一項 の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合にあっては記載の日から二年間・・保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器により授受した場合	充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充てん質量)、授受先並びに授受年月日

この指針においては、法定の事業所だけでなく、１リットル以上の高圧ガス容器を取り扱うすべての消費事業所について責任者の選任も含めた容器管理を課しています。さらに、販売店がその遵守を判断する以上は、各得意先の保安台帳などに各企業において決められた責任者の氏名をとりあえず控えておく必要性も要求されるかもしれません。

(4)	高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器の管理責任者が管理状況を確認する。

・法律には見当たらない内容だと思います。
先に任命された高圧ガス容器の管理責任者は、高圧ガス容器の受け払い状況及び所在等を常に管理することに加え、毎日の作業開始時及び作業終了時に管理状況を確認することも業務とされており、これによって「管理責任者」は消費事業者ごとに一名程度では十分でない事業所があることすら想像できてきます。現場単位、あるいは隣接した目の届く現場に一人ずつ配置されなければ、現実問題としてチェックは不可能となってくると容易に予測されるからです。ちなみに、この指針において管理者は、容器の管理条件が適正ではなかった場合の是正を義務づけられていないことは残念です。せっかく供給事業者が消費先での管理状況のチェックを半年に１回したとしても、安全のための是正助言を現場で実現していただかないことにはせっかくの管理の意味がなくなってしまいます。
さらにこの条文には容器を「一定の場所で管理」することを定められています。この場所には保安法上の容器置場の基準が適用されることになるでしょう。

(5)	供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報の提供を受けた際には、事業所内で当該情報を共有できる体制を構築し従事者に周知する。

・消費事業所内での情報共有体制の構築と従事者への周知を定めたこの内容も法律には類を見ないものと思われます。
これを全得意先が遵守できているかどうかを販売店が判断することは容易ではないかも知れません。

(6)	供給事業者から消費場所における高圧ガス容器の管理状況について助言を受けた際には、速やかに改善し安全確保に努める。

・これもこの指針ならでの定めですが、本条文及び前条は別に定めた供給事業者からの情報提供や指導を効果的に行うためのフォローと考えられます。また (4) で危惧した管理状況の是正については、ここで満足されることになると思われます。

(7)	高圧ガス容器及び附属設備（配管、ホース、調整器）は原則として１年以内に１回以上、安全上問題がないか点検等を実施する。

・点検については労働安全衛生規則に
（定期自主検査）
労働安全衛生規則　第三百十七条　事業者は、アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置については、一年以内ごとに一回、定期に、当該装置の損傷、変形、腐食等の有無及びその機能について自主検査を行なわなければならない。
とした決まりがあり、特別な場合に限られますが、毎年点検の義務が明記されています。
また一例ですが各高圧ガス器具の取説などには
アポロ乾式安全器の取扱説明書から
乾式安全器の定期点検
使用中のユーザーは、１年１回以上の定期自主点検検査が必要になります。
のように毎年点検する必要性がうたわれているものの、実際現場ではなかなか忠実に守られている比率が芳しくないように思われます。行政指導として義務づけていただけることはありがたいことではあります。せっかくですので、ここにも是正の責務を明記していただければありがたかったです。
また、この点検対象には高圧ガス容器も含まれます。すでに (4) で貯蔵の管理状況を毎日朝晩チェックしている上のすべての容器（たとえば機械に取り付けたままのものも）についての安全点検ですから、これによって供給業者が行う措置の (10) でうたわれていた年２回のうちの１回分、おそらく消費事業所が出向かなくてもよい調査については、肩代わりしていただけるものと楽観視できそうです。

(8)	使用済み高圧ガス容器は、直ちに供給事業者に返却することとし、使用中の容器であっても原則として１年以上留置しない。

・供給事業者側でも同様な取り決めがあったものの消費者側を補完した内容となります。特に消費者側から疑問が出るであろう、一年たっても使い切ってなければどうするのかという結論も出した思い切ったものになっています。
これで供給事業者は無条件に出荷後一年ですべての容器を回収せざるを得なくなりました。

(9)	事故発生時に高圧ガス保安法第 63 条に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。

・省令をさらに補完する例示基準には
例示基準 49. 設備の点検・異常確認時の措置
（中略）
3. 点検の結果、異常を認めた場合は、次の各号の基準により当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講ずるものとする。この場合、製造設備等の異常な事態を想定して、あらかじめ、それぞれの措置について作業基準等を作成しておくとともに、緊急時における指示、報告及び連絡系統その他必要な措置に係る体制を定めておくものとする。
と定められており、その内容はほぼ同様といえるでしょう。さらに従事者への周知のみが加えられた形です。

(10)	関係団体等が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新情報を入手し、高圧ガスを取り扱う従事者に対して、１年を通じて１回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

・保安教育に関する規定は法律でも

（保安教育）
第二十七条　第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。
・・・
4　第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。
とありますが、これは第二種貯蔵所以上の消費事業者の義務とされており、これがすべての高圧ガスユーザーに適用となり、しかも社内で適当に済ませればよいものではなく、講習会に参加して最新情報を入手する必要性もあるという条件付きですから、関係団体等はその人数に見合う講習会を、溶接や溶断用途に限られたものだけでなく、開催する必要が出てきました。
そして、消費事業所各社はその情報を持ち帰り、取り扱う従事者全員に教育を施すこととなるのでしょう。販売店はその教育の実行状況をチェックしながら、お手伝いもしていかざるを得ないものと予想されます。

以上、「京都府高圧ガス容器保安対策指針」の意味する内容と、それに相応するところの販売店などに要求される具体的な対応を、指針の各条文を一つずつ見ながら考えてきました。
現在法律を忠実に実行されている販売店においても、そう簡単なことで済みそうにはありません。

◇◇◇◇

これらの指針を満たすための体制を作り上げるためには、かなりの費用をかける必要が出てくるとは思われますが、京都は早くから「商慣行の改善」活動により、消費者からの容器使用量徴収ほぼ100％を達成しており、その資源に窮することはないだろうと考えられます。
府も「全国初」と自らのぼりを立てた以上、「指針」で事故が減らないとなれば、この指針を元に条例化することも辞さないだろうと考えられます。京都府外の販売店がこの指針の遵守に注力しない場合による事故が増えた場合は、そらにこれが顕著であろうといわれています。
（いわゆる京都ルールを守らないものの締め出しです）
このようなやり方が成功をおさめ、全国的に事故が急増している中「京都は指針によって事故が減った」という事実が一人歩きすれば、兵庫県をはじめ他府県も追随しなければならなくなってきます。あるいは国自体が法律として規制強化に向かう可能性も否定できません。
しかし、このような規制をされることによる我々販売店の経費増加は並々ならぬものがあります。京都府外の販売店であっても、京都府行政の指針を検討し、これを行政の方向性として捉えて追随し、自主規制によって保安の強化をはかっていくことが大事だと思われます。

第５　供給事業者がとるべき措置

		法　　律	京都府指針
供給者(1)	容器の管理台帳	充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスについては、充てん質量）、授受先並びに授受年月日　を記録した台帳を備え、二年間保存する	台帳を備え、常に自社の取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底する
供給者(2)	消費事業者への情報提供対象	溶接・溶断用の酸素／可燃性ガスまたは加熱用の液化石油ガスのユーザーで特定消費や販売者、第一種製造者は除く	1 リットル以上の高圧ガス容器を納めた全ユーザー
	消費事業者への情報提供内容	法律で定められた内容	安全に消費するための適切な情報
	消費事業者への情報提供手順	文書で毎年行い帳簿に記録	特になし(常に行うともとれる)
供給者(3)	オーダー販売事業者の周知	窓口販売事業者の責任で行う	誰が行うか、代納販売事業者との間で、あらかじめ文書で取り決める
供給者(4)	事故発生時に速やかに通報が行える連絡体制	体制と措置をあらかじめ定めておく	あらかじめ構築し従事者に周知する
供給者(5)	販売する高圧ガスの容器	特に定めなし	可能な限り貸与、容器販売は認めない
供給者(6)	容器の所有者表記	所有者記号番号の刻印でOK	常にその所有者を明確に識別できるよう明記
供給者(7)	高圧ガス容器の滞留期間	特に定めなし	同じ高圧ガス容器は原則として 1 年以上継続して同一事業所に留置しない
供給者(8)	消費事業所内の容器の回収	特に定めなし	依頼があった場合は、自社取扱容器以外の容器であっても回収
供給者(9)	保安教育の情報ソース	高圧ガス保安協会が基準となるべき事項を作成、公表している	関係団体への加入などによる保安に関する最新情報の入手が必要
	保安教育の執行	従業者に保安教育を施さなければならない	従事者に対して、少なくとも 1 年に 2 回以上保安教育を行う
	保安教育のチェック	従業者に保安教育を施す内容若しくは方法を改善すべきことを勧告できる	内容方法に関しては別段のチェックは定められていない
供給者(10)	消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等の調査	特に定めなし	少なくとも 1 年に 2 回以上行う そのうち一回は現地への訪問が必要
供給者(11)	消費事業者への保安指導	特に定めなし	消費事業者に対して、【第 6 消費事業者がとるべき措置】の規定が遵守されるように助言する
	消費事業者への保安指導結果の報告	特に定めなし	助言を行っても適正な管理がなされない場合は、京都府府民生活部消防安全課まで連絡する

第6　消費事業者がとるべき措置

		法律	京都府指針
消費者(1)	高圧ガスの貯蔵	一般高圧ガス保安規則　第十八条などに決められた技術上の基準を遵守する	遵守しなければならないと販売店から周知する その後適正な管理がなされているかどうかの判断を行う
消費者(2)	高圧ガスの消費	一般高圧ガス保安規則第 60 条又は液化石油ガス保安規則第 58 条のその他消費の技術上の基準を遵守する	遵守しなければならないと販売店から周知する その後適正な管理がなされているかどうかの判断を行う
消費者(3)	高圧ガス容器の台帳管理を行う事業所	第一種製造者、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所	1 リットル以上の高圧ガス容器を取り扱うすべての消費事業所
消費者(3)	高圧ガス容器の台帳管理の方法	充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充てん質量）、授受先並びに授受年月日を記録	高圧ガス容器の管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳等により常に高圧ガス容器の受け払い状況及び所在等を管理
消費者(4)	高圧ガス容器の管理方法	第一種製造者、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所以外は特に定めなし	一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器の管理責任者が管理状況を確認
消費者(5)	供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報の提供を受けた場合の処置	特になし	事業所内で当該情報を共有できる体制を構築し従事者に周知
消費者(6)	供給事業者から消費場所における高圧ガス容器の管理状況について助言を受けた場合の処置	特になし	速やかに改善し安全確保に努める
消費者(7)	年に一度安全点検をしなければならない設備	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置	高圧ガス容器及び附属設備（配管、ホース、調整器）
消費者(8)	高圧ガス容器の滞留	特になし	使用中の容器であっても原則として１年以上留置しない
消費者(9)	事故発生時の速やかに通報が行える連絡体制	定めておく	あらかじめ構築し従事者に周知する 遵守しなければならないと販売店から周知する その後適正な管理がなされているかどうかの判断を行う
供給者(10)	保安教育の情報ソース	高圧ガス保安協会が基準となるべき事項を作成、公表している	関係団体等が主催する講習会に参加するなど保安に関する最新情報を入手
	保安教育の執行	第二種貯蔵所以上の消費事業者はその従業者に保安教育を施さなければならない	1 リットル以上の高圧ガス容器を取り扱うすべての消費事業所が１年を通じて１回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。